

# 富士通トラベランスUCカード〈プライズ〉会員規定

## 第1条 (導入法人)

株式会社クレディセゾン(以下、「当社」と称します。)に対し本規定及びUCカード会員規約(以下「会員規約」と称します。)を承認のうえ、カードの利用を申し込みいただき、当社が導入を承認した法人または団体(以下「法人」と称します。)をUCカード〈プライズ〉導入法人(以下「導入法人」と称します。)といたします。

## 第2条 (管理責任者)

当社は、導入法人に対して、導入法人を代表してカード使用者の入会申込み、諸変更手続き、退会手続き及び両者の連絡調整を担当する管理責任者の選定及び届出を依頼する場合があります。その場合の入会申込手続きは、当社所定の入会申込書に管理責任者の届出印を捺印の上管理責任者が行うものとします。

## 第3条 (会員資格)

1. 本規定と会員規約を承認してカード利用の申込みをし、当社がカード利用を承諾した方を本人会員とします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。
2. 家族会員とは、本人会員の家族のうち、本人会員が、家族会員のカード利用について本規定及び会員規約の適用があることを承認のうえ本人会員の代理として指定して申込みをし、当社が適当と認めた方とします。
3. 本人会員は、家族会員のカード及び各種サービスの利用によって生じる一切の債務を負担します。

## 第4条 (年会費)

会員規約第3条に定めるカードの年会費は本カードについては適用せず、当社と導入法人との間で別途取り決めるものとします。

## 第5条 (会員資格の喪失)

本人会員、家族会員(以下両者を「会員」と称します。)は、会員規約に定める退会および会員資格の取消の条項に加え、以下の条項に該当する場合は会員資格を喪失し、速やかにカードを返却するものとします。

(イ) 本人会員が導入法人を退職した場合、または導入法人の社員資格を喪失した場合。但し、当社が認めた方についてはこの限りではないものとします。

(ロ) 導入法人が会員のカード使用を取消す旨、当社に届け出たとき。

(ハ) 導入法人と当社とのUCカード〈プライズ〉に関する基本契約が解除されたとき。

## 第6条 (会員情報の提供とその保護)

1. 会員は、導入法人と当社の間において、両社の業務上必要な範囲で、会員の提出した入会申込書に記載された情報および会員のUCカードの利用に関し知り得た情報を、相互に提供または交換することを承認します。
2. 導入法人および当社は、前項により知り得た会員の情報について会員のプライバシー保護に十分注意を払うものとします。

## 第7条 (本規約の変更等の準用)

UC会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本規定の変更について準用します。この場合において、会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本規定」と読み替えるものとします。

# 《個人情報の取扱いに関する重要事項(富士通トラベランス株式会社)》

## 第1条 (個人情報の取扱い)

入会申込者および会員（以下併せて「会員等」と称します。）は、富士通トラベランス株式会社（以下「当社」と称します。）が本項(1)に定める会員等の個人情報の取扱いにつき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取扱うことに同意します。

(1) 以下の個人に関する情報（以下「個人情報」と称します。）を収集、利用すること。

①氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等、会員等が入会申込の際に当社に届出した情報

②入会日、有効期限等、本カードの契約内容

(2) 当社が以下の目的のために本条(1)の個人情報を利用すること。

①富士通トラベランスUCカードプライズの会員資格に関する確認事項

②当社のサービス提供に関わる業務

③宣伝物の送付等当社の営業に関する案内に関する業務

## 第2条 (届出事項の取扱い)

会員は当社および株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」と称します。）に届出した第1条の個人情報の内容について変更があり、セゾンに対して変更の届出をした場合、当社に対しても届出をしたものとみなし当該届出いただいた情報について、当社が第1条に従い取扱うことに、会員は予め同意するものとします。

## 第3条 (個人情報の利用および提供)

1. 個人情報をご提供いただく際に明示した収集目的（第1条- (2)）の範囲を超えて、当該個人情報を利用することはありません。

2. ご提供いただいた個人情報を「ご本人の同意のある場合」または「法令等で要求された場合」を除き第三者に開示・提供・漏洩等することはありません。

## 第4条 (個人情報の開示・訂正・解除)

会員等は、当社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は下表【相談窓口】に連絡するものとします。）万一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

## 第5条 (個人情報の共同利用)

会員等は、第1条の個人情報を当社が帰属するグループ会社各社のサービスの提供および宣伝物の送付等営業案内の目的で、共同して利用することに同意するものとします。（共同利用に関する問合せは下表【相談窓口】に連絡するものとします。）ただし、当該共同利用は、会員所属の導入法人と当社との間においてのみ行われるものとします。なお、本条に基づき個人情報を共同利用する場合の情報の管理についての責任は当社にあるものとします。

| お問合わせ事項                      | 相談窓口                               |
|------------------------------|------------------------------------|
| 1. 個人情報の開示・訂正・削除(本規定第4条)について | 富士通トラベランス株式会社<br>〒144-8721         |
| 2. 営業案内等、広告宣伝印刷物(第5条)の中止について | 東京都大田区蒲田5-37-1<br>(ニッセイアロマスクエア12F) |
| 3. その他本規定全般について              | TEL 03-5860-2310                   |